

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和7年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	加西市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当認定に係る申請書等の確認 ②児童扶養手当支給要件に係る各種情報の照会 ③児童扶養手当受給状況、台帳情報照会 ④統計処理に関する確認 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、加西市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当支給ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表56の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 81の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 福祉部 子育て支援課 電話 0790-42-8709
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 福祉部 子育て支援課 電話 0790-42-8709
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	加西市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・既存を防ぐための物理的安全管理装置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、過去の滅失事案を踏まえ、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可をえた媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	2015/6/1	2017/7/1	事後	
平成29年7月1日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の37の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の37の項	事後	
平成29年7月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項 (別表第二における情報提供の根拠) 12,15,26,30,47,64,65,87の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項 (別表第二における情報提供の根拠) 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項	事後	
平成29年7月1日	I-5-② 所属長	地域福祉課 課長 三船雅章	地域福祉課 課長 藤本浩明	事後	
平成29年7月1日	II-1 対象人数	平成27年5月15日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II-2 取扱者数	平成27年5月15日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	地域福祉課 課長 藤本浩明	地域福祉課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成29年7月1日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成29年7月1日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項 (別表第二における情報提供の根拠) 12,15,26,30,47,64,65,87の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項 (別表第二における情報提供の根拠) 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項	事後	法令改正に伴う変更
令和3年9月1日	II-1 対象人数	令和1年6月20日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 取扱者数	令和1年6月20日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和7年7月11日	5.7.8課名	市民福祉部地域福祉課	福祉部子育て支援課	事後	担当課変更
令和7年7月11日	I-1 ②事務の概要	別表第二	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	I-3 法令上の根拠	別表第一の37の項	別表56の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項 (別表第二における情報提供の根拠) 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 81の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 17,20,42,89,90,125,141,155,161の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	II-1 対象人数	令和3年9月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月11日	II-2 取扱者数	令和3年9月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月11日	IV リスク対策	8.監査 9.従業者に対する教育・啓発	8.人手を介在させる作業 9.監査 10.従業者に対する教育・啓発 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式変更に伴う修正
令和7年7月11日	IV リスク対策	2.特定個人情報の入手～9.従業者に対する教育・啓発 「特に力を入れている」	2.特定個人情報の入手～11.最も優先度が高いと考えられる対策 「十分である」	事後	評価の変更